

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

路 線 名	深谷嵐山線
供用開始の区間	比企郡嵐山町大字太郎丸字刃 一四九番地先から 同郡同町大字川島字西耕地一 四七三番三七地先まで
供用開始の期日	令和七年二月十四日
備 考	平成十九年八月十日付け埼玉県東松山県 土整備事務所長告示第百十一号及び令和 七年二月十四日付け同第二号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長二六〇・〇〇メートル。